

2025 年 10 月 1 日

インボイス制度施行に伴う領収証の対応について

インボイス制度に伴い、領収証の取り扱いについて以下の通りとさせていただきます。

【割勘精算】について

割勘精算については可能ですが、インボイス制度に対応する手書き領収証(適格請求書)の発行は出来かねます。

 日高カントリークラブ

ご理解の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上